

令和2年度 茨城県園芸リサイクルセンター残さ処理委託事業

入札説明書

令和2年2月6日

公益社団法人 茨城県農林振興公社

この入札説明書は、令和 2 年度茨城県園芸リサイクルセンター残さ処理委託事業に係る一般競争入札の執行及び契約について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟知うえ、必要書類を提出されるようお願い致します。

1 公告日 令和 2 年 2 月 6 日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 2 年度 茨城県園芸リサイクルセンター残さ処理委託事業
- (2) 業務内容 公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）が排出する塩化ビニール系残さ年間約 120 トンを廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）その他関係法令を遵守し、適正に収集運搬及び処分すること。
- (3) 業務委託場所 茨城県園芸リサイクルセンター（以下「センター」という。）
茨城県東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1
- (4) 委託期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで （1 年間）

3 担当部署 公社 センター
茨城県東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1
電話 029-239-6800 FAX 029-293-6860

4 競争入札参加資格 収集運搬業者を含めた入札参加者は、公告日において、以下に示す要件を全て満たすものとする。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）と提携の可能な産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）であり、公社が排出する塩化ビニール系残さ年間約 120 トンを、廃掃法その他関係法令を遵守し、適正に中間処分及び販売又は最終処分する能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 収集運搬業者は、廃掃法第 14 条第 1 項に基づく県知事の許可を受けた者であり、公社が排出する塩化ビニール系残さ年間約 120 トンを、廃掃法その他関係法令を遵守し、適正に収集運搬する能力を有すること。
- (5) 処分業者は、廃掃法第 14 条第 6 項に基づく県知事の許可を受けた者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなさ

れている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (7) 過去 3 年間において廃掃法その他関係法令の違反により行政処分を受けたことがない者であること。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でないこと。

5 入札参加の手続き

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）に必要な資料一式を添え、公社に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。但し、茨城県の廃棄物処分及び収集運搬の入札有資格者は、(2) ②及び③を免除する。
- (2) 必要な資料（収集運搬業者と処分業者が別となる場合は各々に必要）
 - ① 誓約書（様式第 2 号）
 - ② 商業登記簿謄本（発行日から 3 ヶ月以内の原本に限る）
 - ③ 会社概要、廃プラスチックの処理に関する業務経歴書
 - ④ 廃プラスチックの処分を行った場合は、平成 27 年 4 月以降の中間処分及び販売又は最終処分実績。実績がない場合は、塩化ビニール系残さ年間約 120 トンを、廃掃法その他関係法令を遵守し、適正に処分及び販売等する能力を証明する書類（作業計画書及び販売計画書等）
 - ⑤ 廃プラスチックの収集運搬を行った場合は、平成 27 年 4 月以降の実績。実績がない場合は、塩化ビニール系残さ年間約 120 トンを、廃掃法その他関係法令を遵守し、適正に収集運搬する能力を証明する書類（収集運搬計画書等）
 - ⑥ 産業廃棄物処理施設にあっては、施設の許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し並びに技術管理者の資格を証明出来る書類の写し
 - ⑦ 優良産廃処理業者の認定を受けている場合は、認定証の写し
- (3) 提出場所 3 に同じ
- (4) 提出期限 令和 2 年 2 月 20 日（木）午後 4 時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、正午から午後 1 時を除く。）
※期限を過ぎての提出は一切受け付けない。
- (5) 参加資格の確認は、申請書の提出後に行い、その結果は入札参加資格確認通知書（様式第 3 号）により提出期限日の翌日から 5 日以内に回答する。
- (6) 参加資格がないとされた者は、公社に対し、その理由について入札説明書に記載された方法で説明を求めることができる。

6 委託費の支払い

- (1) 支払いの対象数量は、落札者の処分場で計量した数量とする。
- (2) 委託費は、落札者が計量した重量に、落札した単価を乗じた金額に消費税を加え、毎月末に締め切り、落札者及び提携する収集運搬業者は、翌月 5 日までに請求書を提出し、公社はその月末までに支払う。

7 入札方法

- (1) 入札参加者以外の者が入札に参加する場合（代理人として入札事務を執行する場合は、委任状（参考様式）に必要事項を記載（記名押印を含む。）し、(3) に示す日時に直接持参しなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書（様式第 4 号）に必要事項を記載（記名押印を含む。）し、当該入札書及び競争入札参加資格確認通知書を (3) に示す日時に直接持参しなければならない。
- (3) 入札の日時及び場所

日時 令和 2 年 3 月 5 日（木）午後 1 時
場所 センター研修室

8 入札書の作成等

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書には、1kg 当たりの収集運搬、処分単価及び合計金額並びに処分方法を記載するものとする。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければならない。但し、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければならない。

9 入札における注意事項

- (1) 本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札、入札に関する条例に違反した入札及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 148 条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告、入札説明書及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札広告塔について疑義があるときは、前記 3 に掲げる部署に説明を求めるこ

とができる。但し、入札後、入札広告等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。

(4) 提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しは認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。